

## 日常生活用具給付事業の申請方法

日常生活用具給付事業とは、障害などをお持ちの方が日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業です。

- 1 自治体の福祉課など、まずは福祉制度の窓口までご連絡ください。日常生活用具給付事業について、給付品目や金額の規定などを説明頂けます。
- 2 申請に必要な書類などの説明がされます。頭部保護帽のお見積書が必要な場合は、販売業者にて発行させて頂きますのでご連絡下さい。窓口にてカタログなどを要望された場合は、発送させて頂きますので、ご連絡ください。
- 3 必要書類を窓口に出した後、自治体で給付の審査が行われます。自治体によってはお時間がかかることもございます。お急ぎの場合は、自治体の窓口にておおよその日数をご確認ください。
- 4 給付が決定されると「決定通知書」「給付券」が発行されます。これらはお客様に届く場合もございますし、販売業者に届く場合もございます。「決定通知書」は両方に届く場合が多いので、もしお客様の手元に届きましたら業者までご連絡ください。決定通知書には、ご購入の際お客様自身でご負担頂く「自己負担額」と自治体が給付する「公費負担額」それぞれの金額が記載されています。  
※送料などの経費は給付対象から除外されるケースがほとんどです。
- 5 商品が納品されます（特注の場合は、商品の製作を開始し、完成後納品されます）。自己負担分で定められた金額を業者にお支払いください。お客様にて「給付券」にご捺印、ご署名等の必要事項を記入頂き、業者までご返送下さい。（弊社より商品と一緒に返信用の封筒を同梱致します）

※日常生活用具給付事業は自治体によって運営されており、申請方法も自治体で異なる場合があります。おおよその手順の見本としてご確認ください。

※販売業者は、お客様にてお選び頂けます。弊社でもお受けできますし、お近くの福祉用具販売店などでもお受けできる場合がございます。自治体によっては契約を結んだ販売店のみが給付申請できる場合もありますので、場合によっては契約や書類申請でお時間を頂くこともございます。